閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-001号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年4月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-002号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年4月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-003号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年4月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-004号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年4月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-005号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年4月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-006号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年4月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-007号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年4月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-008号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年4月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-009号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年4月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-010号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年4月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-011号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-012号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年5月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-013号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります^許可申請に関しては、事前に唾築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年5月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-014号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐ 建築基準法第42条第2項による道路
- ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年5月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-015号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年5月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

①道路の判定範囲（終端部）については、正本参照

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-016号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年5月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-017号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年5月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-018号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年5月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-019号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年5月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-020号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年6月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-021号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同退:基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-022号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年6月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-023号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-024号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年6月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-025号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.5.27協定済　協定書はH15-122号参照

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-026号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同ﾇ基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.5.21協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-027号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-028号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-029号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年6月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-030号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-031号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年6月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-032号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐ 建築基準法第42条第2項による道路
- ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年6月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-033号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-034号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-035号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

※土師集落地区計画区域内　道路拡幅計画図については北部道路事務所（079-336-4421建設担当）の測量図を参照

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-036号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐ 建築基準法第42条第2項による道路
- ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年6月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-037号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年6月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-038号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-039号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年6月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-040号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年7月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H30.10.2協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-041号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年6月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-042号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-043号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年6月29日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-044号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同兼基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年7月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-045号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年7月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H24.7.31協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-046号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年7月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-047号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年7月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-048号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐ 建築基準法第42条第2項による道路
- ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年7月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-049号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果 （別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地 （認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年7月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-050号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年7月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-051号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年7月24日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-052号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年7月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-053号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年7月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-054号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐ 建築基準法第42条第2項による道路
- ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年8月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-055号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐　建築基準法第42条第2項による道路
- ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐　建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年8月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-056号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-057号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-058号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-059号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-060号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	備考：道路区域については、道路管理者（姫路河川国道事務所）に確認してください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

国道２号線（ﾊﾞｲﾊﾟｽ側道）：４２－１－１※道路区域は道路管理者に確認すること

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-061号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-062号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同象基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月23日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-063号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-064号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐　建築基準法第42条第2項による道路
- ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑　①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐　建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準2または3-（5）に、②は包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年8月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-065号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月17日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-066号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-067号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年8月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-068号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年8月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-069号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-070号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年9月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-071号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-072号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に燧築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-073号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-074号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年9月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-075号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意萎準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H24.12.18協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-076号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年9月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-077号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-078号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-079号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-080号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-081号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-082号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年9月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-083号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年9月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.1.30協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-084号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年9月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-085号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年10月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-086号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年10月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-087号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年10月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H24.12.10協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-088号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年10月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H30.11.8市道供用開始に伴い取消

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-089号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年10月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-090号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年10月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-091号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年10月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-092号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果 （別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地 （認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年10月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-093号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年10月31日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-094号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年10月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.3.12協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-095号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-096号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年10月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-097号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-098号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2または3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-099号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-100号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-101号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-102号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-103号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ①② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、①は包括同意基準3-（5）または3-（6）に、②は包括同意基準3-（5）該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-104号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-105号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.3.5協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-106号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-107号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年11月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-108号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-109号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐ 建築基準法第42条第2項による道路
- ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成24年11月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-110号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-111号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成24年12月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-112号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-113号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月12日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-114号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-115号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-116号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-117号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	―	―
道路の側溝	―	―
道路の舗装	―	―
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第2項による認定又は許可申請において、包括同意基準2、3-(5)に該当することができます。 該当しない場合は、個別案件審査となります。 申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-118号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-119号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成24年12月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-120号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月4日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-121号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐　建築基準法第42条第2項による道路
- ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐　建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成25年1月10日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-122号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準2、3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-123号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月11日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-124号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年1月15日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-125号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし事の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月16日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.11.25協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-126号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年1月18日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-127号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-128号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.4.17一部協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については、別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-129号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-130号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☑　①　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月30日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-131号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年1月28日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.3.19協定済、H28.2.16協定廃止、H26.2.16再協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-132号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし季の許可申請において、包括同意基準2に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成25年2月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-133号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年2月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-134号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-135号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月7日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-136号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	'全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-137号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月14日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-138号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。
認定又は許可条件等	備考：当該道路は昭和46年度に位置指定道路（指定番号第46-92号）として指定された部分を含めて、昭和53年度に開発行為によって拡幅された道路である。位置指定の廃止はされて-（ないが、現況幅員及び時系列的に考え当該判定とする。

上記のとおり判定する。

平成25年2月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

開発道路：４２－１－２

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-139号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.4.17協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-140号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-141号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-142号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月20日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-143号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年2月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-144号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）

- ☐ 建築基準法第42条第2項による道路
- ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路
- ☑ ① 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要）
- ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。

認定又は許可条件等

全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成25年2月27日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H5.10.1協定済(H5-28)

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-145号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年2月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-146号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年2月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-147号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-148号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年3月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-149号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月1日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-150号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月6日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-151号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H26.4.23協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-152号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　②　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	①全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-153号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H8.6.1協定済(H8-22)

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-154号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐ 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年3月13日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-155号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-156号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-157号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月21日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-158号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H27.4.21協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-159号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月22日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-160号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑　①　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年3月25日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-161号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年3月26日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-162号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☑ ① 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月2日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-163号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー

判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。

上記のとおり判定する。

平成25年4月3日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

判定番号
H24-164号

閲覧　建築基準法第４２条による道路判定書

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☐　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等		

上記のとおり判定する。

平成25年4月5日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-165号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ① 建築基準法第42条第2項による道路 ☐ 建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ② 建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☑ ③ 建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）または3-（6）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-166号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）または3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指等課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-167号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☑ ①　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑ ②　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	②全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（5）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月8日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考

閲覧

建築基準法第４２条による道路判定書

判定番号
H24-168号

	①　道　路	②　道　路
道路の種類	ー	ー
私道等の地番	ー	ー
私道等の地目	ー	ー
私道等の所有者	ー	ー
道路の側溝	ー	ー
道路の舗装	ー	ー
道路の幅員	※該当地で計測してください	※該当地で計測してください
道路の延長	ー	ー
道路の境界明示等	ー	ー
道路として使用された時期	ー	ー
判断結果（別図の範囲）	☐　建築基準法第42条第2項による道路 ☐　建築基準法第42条第1項第3号による道路 ☑　①　建築基準法第43条第2項になりうる空地（認定又は許可申請必要） ☐　建築基準法上、道路扱いしない。	
認定又は許可条件等	全ての条件に該当する場合、法第43条第1項ただし書の許可申請において、包括同意基準3-（4）に該当することができます。該当しない場合は、個別案件審査となります。許可申請に関しては、事前に建築指導課まで御相談ください。	

上記のとおり判定する。

平成25年4月9日

〒 670-8501 姫路市安田四丁目１番地

都市局まちづくり推進部
建築指導課　TEL 079-221-2579

備　考

H25.12.13一部協定済、H26.6.2協定済

注1]この判定書は、建築基準法第42条による道路の判断のために行うものでありますので、他法令については別途調査をお願いします。また、土地の形状、所有権等の権利関係を表示するものではありません。
注2]建築予定地の道路幅員については、確認申請時に現地で再確認してください。
注3]判定図に使用した地形図が現地と相違している場合があります。
注4]この判定の詳細については、建築指導課道路担当窓口までお問い合わせください。

参　考